

「志国高知 幕末維新博」第二幕に係る企業等協賛募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志国高知幕末維新博推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施する「志国高知 幕末維新博」（以下「幕末維新博」という。）第二幕に係る企業及び団体等による協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 幕末維新博のさらなる盛り上がりに向けて、企業及び団体等（以下「企業等」という。）による協賛により、推進協議会の運営を支援していただくとともに、企業等のイメージや知名度の向上に資することを目的とする。

(協賛)

第3条 この要綱において協賛とは、幕末維新博の趣旨に賛同する企業等が、推進協議会に対して、幕末維新博の経費に充てることを目的として広告宣伝費を支出することをいい、協賛金とは、当該広告宣伝費を指す。

2 協賛の種類は、協賛金額に応じて次のとおり区分する。

- | | | |
|-----|---------|--------------|
| (1) | 300万円以上 | オフィシャルスポンサー |
| (2) | 100万円 | オフィシャルパートナーA |
| (3) | 30万円 | オフィシャルパートナーB |
| (4) | 10万円 | オフィシャルサポーター |

(協賛の募集期限)

第4条 協賛の募集期限は、平成30年7月31日までとする。

(協賛の申込等)

第5条 協賛を行おうとする者は、志国高知幕末維新博協賛申込書（様式第1号）（以下「協賛申込書」という。）を推進協議会に提出するものとする。

2 推進協議会は、協賛申込書の提出があった場合、第9条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込みを行った者（以下「申込者」という。）を協賛企業等として認定するものとし、申込者に対し、志国高知幕末維新博協賛申込受理書（様式第2号）により、その旨を通知する。

(協賛金の納付)

第6条 協賛金は、推進協議会が指定する口座に、原則として一括で納付するものとする。

2 推進協議会は、協賛企業等から希望がある場合は協賛金受領証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(協賛金台帳の作成)

第7条 推進協議会は、適正な管理を図るため、協賛金台帳（様式第4号）を作成しなけれ

ばならない。

(協賛特典)

第8条 推進協議会は、協賛の申込等の時期、協賛の種類に応じて、別表に定める協賛特典を付与するものとする。

2 協賛特典は、協賛金の納付を確認した後に付与することを原則とする。

(申込書の不受理等)

第9条 推進協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書の受理及び協賛金の收受をしないものとする。

- (1) 幕末維新博の趣旨に反するもの、幕末維新博の品位を傷つけ又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) 高知県暴力団排除条例(平成22年 高知条例第36号) 第2条第1号から第3号に規定する者
- (5) その他推進協議会が不相当と判断するもの

2 推進協議会は、協賛金の收受後に、企業等が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、協賛特典を付与しない又は協賛特典の付与を取りやめるものとする。この場合において、收受した協賛金は返還しないほか、協賛特典の付与を取りやめたことにより企業等に損害があっても、推進協議会はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。